

平成28年度千葉県スポーツ少年団認定員養成講習会 開催予定地一覧

※参加申し込みについては開催1ヶ月半前頃に所属の市町村へお問合せください。

No.	地区	開催地	期日(講習会及び検定試験日)	会場	担当地区
1	本部		平成28年 12月17日(土)～18日(日) ※18日に検定試験を実施	千葉県総合スポーツセンター 宿泊研修所 大ホール	全 部
2	中央		実施予定無し		千 葉
3	西	野田市	平成28年 8月6日(土)～7日(日) ※7日に検定試験を実施	野田市中央公民館講堂	船 東 橋 葛
4	北	八街市	平成28年 9月3日(土)～4日(土) ※4日に検定試験を実施	八街市スポーツプラザ 会議室	印 香 海 旛 取 匠
5	東		実施予定無し		山 長 夷 武 生 隅
6	南		実施予定無し		安 君 房 津



スポーツ振興くじ助成事業

平成 28 年度スポーツリーダー養成講習会 兼スポーツ少年団認定員養成講習会開催要項

1. 目的

本講習会は、「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、地域住民のスポーツの生活化・定着化を促進するためのスポーツ指導者をサポートする「スポーツリーダー」養成を目的として、都道府県スポーツ少年団と共催により開催する。

併せて本講習会は、「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づき、地域・市区町村においてスポーツ少年団の育成・指導にあたる「スポーツ少年団認定員」養成講習会を兼ねる。

2. 主催

公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団
各都道府県体育（スポーツ）協会 都道府県スポーツ少年団
必要に応じ、市区町村スポーツ少年団を加えることができる

3. 後援

スポーツ庁

4. 会場・期日

各都道府県スポーツ少年団において設定する。

5. 開催期間

平成 28 年 4 月 1 日より平成 29 年 2 月 28 日までとする。

6. 参加条件（対象者）

- (1) スポーツ少年団に指導者登録している者
- (2) 本年度もしくは次年度にスポーツ少年団の指導者登録が見込まれる者

7. 参加人数

原則として、1 コースあたり 50 名程度（最低 10 名以上）とする。

8. 実施コース数

300 コース（都道府県体育（スポーツ）協会委託分）

9. 養成科目および実施方法

(1) 養成科目

	科目（内容）	集合講習	自宅学習	計
1	スポーツ少年団の理念とその意義	1.0		1.0
2	スポーツ少年団の組織と運営	1.0		1.0
3	運動適性テスト	1.5		1.5
4	指導者の役割 I	2.0	3.0	5.0
5	文化としてのスポーツ	1.0	2.25	3.25
6	トレーニング論	1.0	2.25	3.25
7	スポーツ指導者に必要な医学的知識 I	2.0	4.5	6.5
8	スポーツと栄養	1.0	1.5	2.5
9	指導計画と安全管理	1.0	2.25	3.25
10	ジュニア期のスポーツ	2.0	3.0	5.0
11	地域におけるスポーツ振興	0.5	2.25	2.75
	合計	14.0	21.0	35.0

(2) 実施方法

1 コースにつき、11 科目 14 時間の集合講習と自宅学習（21 時間）を実施する。

10. 教材

公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団が発行。

(1) 『スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成テキスト』

(2) 『スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成ワークブック』

※テキストおよびワークブックは、各 1 部で 1 セットとし、定価 1,080 円（税込）

11. 検定試験

集合講習終了後に、検定試験を実施する。

12. 参加料

1 人 2,160 円(実施団体において必要額を加算して徴収することがある)

13. 資格認定

- (1) 本講習会の全課程を修了し、検定試験に合格した者に対して、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において、日本スポーツ少年団指導者制度に基づく「スポーツ少年団認定員」として認定し、認定証、認定員章および指導必携書を交付する。併せて「公益財団法人日本体育協会公認スポーツリーダー」資格を付与する。
- (2) スポーツ少年団未登録の参加者に対しては、本年度もしくは次年度の指導者登録を確認できた場合のみ、資格認定を行う。
- (3) 上記認定にあたっては、日本スポーツ少年団において認定料を必要としない。
- (4) 講習会終了後、都道府県スポーツ少年団は日本スポーツ少年団へ、所定様式により事業報告と修了者および認定者を報告しなければならない。
- (5) 本事業とは別に、各都道府県スポーツ少年団が独自に実施する養成講習会についても、「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づく内容を満たす場合は、所定様式による事前申請により、日本スポーツ少年団との共催を認め、修了者に対して「スポーツ少年団認定員」の認定と、併せて「公益財団法人日本体育協会公認スポーツリーダー」資格の付与を行うことができる。

～スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガン～

暴力 0（ゼロ） 心でつなぐスポーツの絆